

認定介護福祉士認定規則

(目次)

- 第1章 総則
- 第2章 認定委員会
- 第3章 認定介護福祉士の認定等
 - 第1節 申請要件
 - 第2節 審査及び認定
 - 第3節 認定の更新
 - 第4節 認定の取消等
 - 第5節 再認定
- 第4章 不服申立
- 第5章 個人情報保護
- 第6章 補則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、認定介護福祉士認証・認定機構（以下、「機構」という。）定款第4条第1項第1号の規定に基づき、認定介護福祉士の認定に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 認定介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に定める心身の状況に応じた介護等を行う者であって、居住・施設系サービスを問わず、多様な利用者・生活環境、サービス提供形態等に対応して、より質の高い介護実践を前提とした介護サービスマネジメント、介護と医療の連携強化、地域包括ケア等に対応するための考え方や知識、技術、実践力等を認定介護福祉士養成研修で修得した者をいい、次の各号に掲げる役割を果たす。

- (1) 介護職の小チームのリーダーに対する教育指導、介護サービスマネジメントを行い、介護職チームのサービスの質を向上させる役割
- (2) 地域包括ケアを推進するため、介護サービス提供において他職種（医師、看護師、リハビリテーション職等）との連携・協働を図る役割

- (3)地域における、施設・事業所、ボランティア、家族介護者、介護福祉士等の介護力を引き出し、地域の介護力の向上を図る役割

第2章 認定委員会

(認定介護福祉士認定委員会)

第3条 認定介護福祉士の認定に関する事項の審議を行うために、機構に認定介護福祉士認定委員会（以下、「認定委員会」という。）を置く。

第4条 認定委員会の委員及び運営については、別に定める。

第3章 認定介護福祉士の認定等

第1節 申請要件

(認定申請の要件)

第5条 認定介護福祉士の認定審査を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる項目をすべて満たしていなければならない。

- (1)社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士資格を有すること
- (2)認定介護福祉士研修として認証された研修を修了していること

(認定の欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定介護福祉士の認定をしない。

- (1)第16条第1号の取消を受けた者
- (2)第16条第2号若しくは第3号の取消しをされた日から起算して2年の期間を経過していない者

第2節 審査及び認定

(認定申請)

第7条 申請者は、申請書類を審査料とともに機構に提出する。

- 2 機構が別に指定する関連書類等を提出する。

(審査)

第8条 審査は、認定委員会が、毎年1回、書類審査によって行う。

- 2 認定委員会は、認定専門員の審査結果に基づき、認定に関する総括報告書を作成し、機構理事会に報告する。

(認定)

第9条 機構理事会は、前条の報告について協議し、申請者に対して結果を通知する。

2 機構理事長は、第1項にて認定した申請者に対し、認定証を発行する。

(名簿の登録と公表)

第10条 認定介護福祉士となることができる者が認定介護福祉士になるには、機構に名簿登録をしなければならない。

2 機構は、前条の認定審査結果において認定介護福祉士となることができる者の申請を受け、認定介護福祉士名簿に登録する。

3 前項の登録をした者の氏名等の公表については、認定介護福祉士認定規則施行細則による。

(認定の有効期間)

第11条 認定介護福祉士の認定有効期間は、認定審査の合格日の翌年度の4月1日より5年間とする。ただし、第16条の規定により認定介護福祉士がその認定を取り消されたときは認定介護福祉士の有効期間に関わらず認定を取り消された日をもって終了する。

第3節 認定の更新

(更新)

第12条 認定介護福祉士は、認定審査の合格日の翌年度の4月1日から5年ごとに更新するものとする。

(更新申請の要件)

第13条 更新のため認定介護福祉士の認定を申請する者(以下、「更新申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士資格を有すること

(2) 認定介護福祉士であること

(3) 認定後一定の実務経験等があること

(4) 機構の定める認定介護福祉士更新研修を修了していること

(5) 認定後に現任研修又は介護福祉士に関する研修における講師等、若しくは介護福祉士に関する学会等での発表等の実施歴が一定以上あること

(準用)

第14条 第5条から第11条の規定は、認定介護福祉士の更新について準用する。

第4節 認定の取消等

(効力の停止)

第15条 第12条の更新をしないときは、その効力を停止する。

2 認定介護福祉士は、認定委員会の審査を経て、認定介護福祉士の認定の効力を停止することができる。なお、第12条に定める期間内については、認定委員会の審

査を経ていつでも効力の停止の解除をすることができる。

(認定の取消)

第 16 条 認定介護福祉士の認定は、次の各号に掲げる事由により、認定委員会と理事会の審議を経て、理事長が認定介護福祉士の認定を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士資格を喪ったとき
- (2) 認定介護福祉士の認定申請において虚偽の申請があったとき
- (3) 認定介護福祉士としてふさわしくない行為があったとき

第 5 節 再認定

(再認定)

第 17 条 第 16 条の規定に基づき認定を取り消された後に再び認定介護福祉士の認定を申請しようとする者の審査及び認定については、第 5 条から第 11 条までの規定を準用する。

第 4 章 不服申立

(不服申立)

第 18 条 認定介護福祉士の認定の取消がなされたときは、当該介護福祉士は、取消の日から 60 日以内に不服申立をすることができる。

(審査手続き)

第 19 条 不服申立審査手続きについては、認定規則施行規則による。

第 5 章 個人情報保護

(個人情報保護)

第 20 条 機構は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に管理しなければならない。

2 個人情報は目的の範囲内に限定して利用するものとする。

第 6 章 補則

(改廃)

第 21 条 この規則の変更は、総会の決議を経るものとする。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるものの他、認定介護福祉士の認定の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、機構理事会の承認の日（平成28年3月1日）から施行する。